

第 3 章

参考人、公聴会制度の活用

地方自治法

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

5 項 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

6 項 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

* 第109条の2で議会運営委員会に、第110条で特別委員会に第109条第5項から第8項までの規定を準用する旨、規定。

○静岡市議会委員会条例

第 6 章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第62条 委員会は、公聴会を開くとき、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、日時、場所及び意見を聴く案件その他必要な事項を公示する。

※以下、第63条(意見を述べる者の申出)、第64条(公述人の決定)、第65条(公述人の発言)、第66条(委員と公述人の質疑)、第67条(代理人又は文書による意見の陳述)を規定。

第 7 章 参考人

(参考人)

第68条 委員会は、参考人の出席を求めるときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の場合において、参考人に対しその日時、場所及び意見を聴く案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

第5章

正副議長の選出過程の透明化

※地方自治法の規定では、議員全員が選挙権・被選挙権を有し、立候補制は採用していない。

地方自治法

(議長及び副議長)

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

*公職選挙法の準用部分

- ・46条1項・4項 ⇒ 単記無記名の規定
- ・47条 ⇒ 点字投票を有効とする規定
- ・48条 ⇒ 代理投票の規定
- ・68条1項 ⇒ 無効投票に関する規定
- ・95条(地方議員選挙) ⇒ 当選人に係る法定得票数の規定

※立候補の届出に関しては「第9章 公職の候補者(86条~94条)」の「86条の4」に規定

*23年11月24日実施の例(事務局は準備、運営等にかかわっていない)

本会議開会前に第3委員会室にて、同日の議長選挙に先立ち、自民党の候補者である剣持議員の所信を聞く場を設けた。会は自民党が中心となり開催した。

《会の流れ》

司会：鈴木和彦 議員、予定した発言者：剣持議員、剣持議員の発言終了後、山本明久議員が発言を求め、議長選挙に臨む抱負を述べた。

*長野市議会の事例

本会議の直前に所信表明会を実施、1人5分以内で行う。

*千葉市議会の事例

本会議休憩中に正副議長選考会を開催し、候補者の所信表明を行う。

第6章

政策執行に関する監視、評価

<現状>

都道府県議会の基本条例では「監視及び評価」として掲げている議会が多く、市議会の基本条例では「市長等と市議会に関すること」や「議会体制に関すること（機能強化）」の中で定めているものが多い。

<各議会の状況>

* 議会基本条例制定の都道府県議会の「監視、評価」に関する規定の状況（H23.3.1現在）

- ・「監視及び評価」（10道県）
⇒北海道議会、岩手県議会、宮城県議会、福島県議会、長野県議会、三重県議会、奈良県議会、高知県議会、大分県議会、鹿児島県議会
- ・「事務事業等の点検、監視及び評価」（1府）⇒京都府議会
- ・「監視機能の充実」（1府）⇒大阪府議会

* 政令指定都市議会の状況（6市） ※記載中（）は見出し

- ・さいたま市議会 「第3章 議会の活動」の（議会の活動）
「第4章 議員の活動及び会派」の（議員の活動）
- ・新潟市議会 前文中
「第2章 議会及び議員」の（議会の役割及び活動原則）
「第6章 議会の体制整備」の（議会の機能の強化）
- ・川崎市議会 「第2章 議会及び議員」の（議会の役割及び活動原則）
「第6章 議会の体制整備」の（議会の機能の強化）
- ・名古屋市議会 「第1章 総則」の（議会の役割及び活動原則）
「第3章 議会と市長」の（市長等との関係）
「第4章 議会の運営」の（政策立案機能及び調査機能の強化）
- ・広島市議会 「第4章 市長等との関係」の（市長等との関係）
「第5章 議会の機能強化等」の（議会の機能強化）、（調査機関の設置）
- ・北九州市議会 「第2章 議会の役割」の（議会の役割及び活動原則）
「第4章 議会と執行機関との関係」の（資料の要求）
「第7章 議会の機能強化」の（議会の機能強化）
「第8章 その他」の（政務調査費）

*** 政令指定都市以外の市議会の主な例（6市）**

- ・旭川市議会 「第2章 議会の活動原則等」の（議会の活動原則）
「第7章 補則」の（議会運営の評価及び検証）
- ・上越市議会 「第2章 議会及び議員の活動原則」の（議会の活動原則）
「第4章 議会と行政との関係」の（市長等との関係）
- ・大分市議会 「第4章 市長等と議会の関係」の（市長等との関係の基本原則）、
（政策等の監視及び評価）
- ・花巻市議会 「第1章 総則」の（議会の活動原則）
「第3章 議会と市長等の関係」の（市長による政策等の形成過程の
説明）
- ・京丹後市議会 「第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係」の（市長による
政策等の形成過程の説明）
- ・鳥羽市議会 前文中
「第3章 市長等と議会及び議員の関係」の（市長による政策の
形成過程の説明）